

大分県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

大分県後期高齢者医療の健康診査について

大分県後期高齢者医療広域連合が行う健康診査は、糖尿病等の生活習慣病を早期発見、早期治療するために行われます。健康管理のために年1回の健康診査を受けましょう。

○対象者

大分県後期高齢者医療の被保険者が対象です。

○健診項目

広域連合が送付する受診券に記載している項目です。

○日程・場所

お住まいの市町村が行う集団健診と同じ日程・会場又は広域連合の指定医療機関で受診できます。指定医療機関については、掲載している二次元バーコード又はホームページにて確認するか、広域連合及びお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

○持参するもの

大分県後期高齢者医療の被保険者証(保険証)と、5月上旬までに送付される健康診査受診券(オレンジ色のハガキ)をご持参ください。

○費用

費用は年1回のみ無料です。

◎健診の結果に関する相談

お住まいの市町村の健康相談窓口をご利用ください。



～65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続について～

申請受付はお住まいの市町村の担当窓口にて、次のものをご持参のうえ、お手続きください。

- ・障がいの程度が確認できる書類(障害者手帳など)
- ・本人確認証明(運転免許証など本人と確認できるもの)及びマイナンバーカード等(マイナンバーを確認できる書類)

※障がい認定を受けた方は、認定後も75歳になるまでは、届出により将来に向かって撤回することができます。

この場合、撤回後は国民健康保険又は社会保険等に加入することになります。

●お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 TEL: 097-534-1771(代表)
津久見市健康推進課国保年金班 TEL: 0972-82-4147